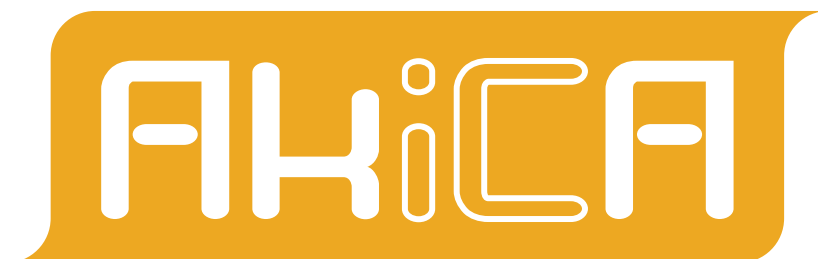


シニア アキカ



ご利用ガイド



※「Suica」は東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

 秋田中央交通株式会社

シニアアキカ用語集

シニアアキカ	シニアアキカ エリア(次項で説明)のバスを1回150円※で利用できる地域独自サービスと、SuicaおよびSuicaと相互利用を行っているエリアで利用可能な乗車券やJR東日本の鉄道定期券(秋田エリアは2023年春以降サービス開始予定)、電子マネーなどのSuicaのサービスが1枚で利用可能な2 in 1 カードです。 ※150円は、シニアアキカから自動で引き落としします。
シニアアキカ エリア	秋田中央交通の秋田市内を運行する一般路線バス※と秋田市マイタウン・バス全線をいいます。 ※空港リムジンバスは、150円での乗車はできません。 ※追分線・五城目線は、市外をまたがるため利用できるバス停は、下記のとおりです。 ・追分線は、追分三叉路まで150円で利用できます。 ・五城目線は、大清水まで150円で利用できます。
ICカード	情報の記録などができるICチップを埋め込んだカードです。
SF (ストアードフェア)	運賃等に使用できる金銭的価値のことです。シニアアキカにSuica(スイカ) SFをチャージ(入金)することが可能です。
チャージ(入金)	シニアアキカに入金することです。
電子マネー	チャージされた金銭的価値のことで、Suica(スイカ)電子マネーの使えるお店や自動販売機などでお買い物をすることができます。
本人確認書類	運転免許証、パスポート(旅券)、障がい者手帳、健康保険証、マイナンバーカード(通知カードは除く)、などをいいます。

も く じ

シニアアキカの発行／ご利用エリア	3
シニアアキカの運賃	4
チャージ(入金)	5
バスでのご利用方法	6
シニアアキカの再発行	7
シニアアキカの払い戻し／電子マネーでお買い物	9
シニアアキカ取扱窓口	10
よくあるご質問	11

シニアアキカの発行

- 秋田市長寿福祉課発行の引換証をシニアアキカ取扱窓口へ提出ください。
 - シニアアキカの取扱窓口は、P10を参照ください。
 - シニアアキカの発行は、無料です。
- ※シニアアキカ発行時、1,000円から20,000円まで1,000円刻みでチャージ(入金)できます。

ご利用エリア

〈シニアアキカ エリア〉

- 秋田中央交通
 - ・秋田市内一般路線バス
(追分線は、秋田駅西口から追分三叉路まで)(五城目線は、秋田駅西口から大清水まで)
 - ・空港リムジンバス

※空港リムジンバスは、150円で乗車できません。
通常運賃が引き落とされます。

※高速バスではご利用できません。
- 秋田市マイタウン・バス
 - ・東部線(上北手、太平木曽石地区)
 - ・西部線(浜田、豊岩、下浜地区)
 - ・南部線(河辺、雄和地区)
 - ・北部線(金足、下新城、上新城、外旭川地区)
 - ・下北手線(下北手地区)

※秋田市マイタウン・バス車内では、チャージはできません。



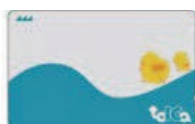
「Suica」などの全国相互利用サービス対象の交通系 IC カードが
使えるエリアの交通機関でも利用可能です。
但し、150 円で乗車できるのは、シニアアキカエリアのみです。

下記のICカードの使えるエリアでもご利用いただけます。

※ 150円で乗車できるのは、シニアアキカエリアのみです。



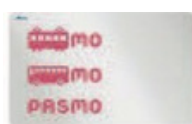
マナカ



TOICA



Kitaca



PASMO



Suica



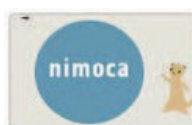
PiTaPa



ICOCA



はやかけん



nimoca



SUGOCA

※エリアをまたがってのご利用はできません。

シニアアキカの運賃

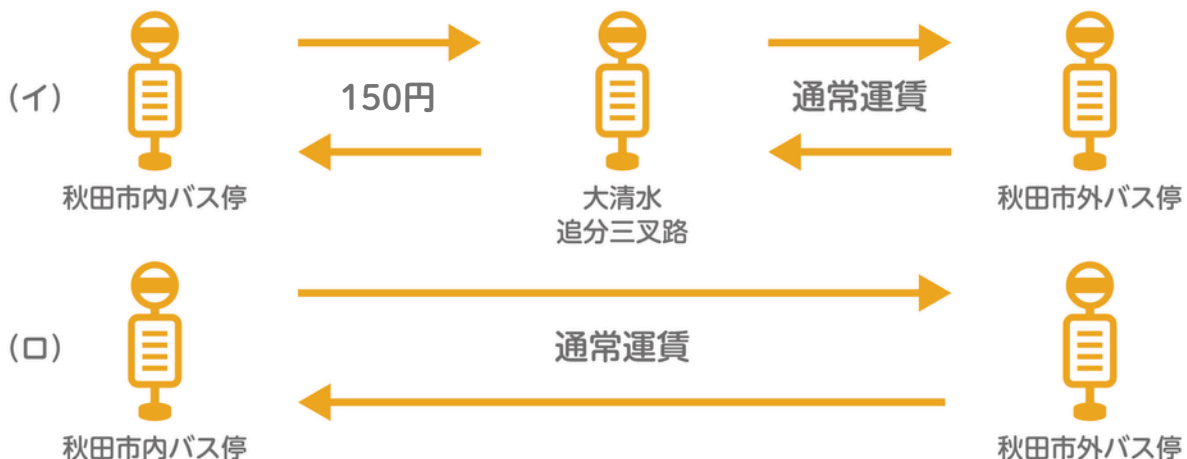
①秋田市内を乗降する場合



②秋田市内を乗り換えて乗降する場合



③秋田市内を越えて乗降する場合



※(イ)と(ロ)の運賃を比べ安い方の運賃が適用されます。

(例)土崎駅入口から天王グリーンランドまでシニアアキカを使う場合

(イ)土崎駅入口から追分三叉路まで 150円 追分三叉路から天王グリーンランドまで 510円 **計660円**

(ロ)土崎駅入口から天王グリーンランドまでの通常運賃 **760円**

(イ)と(ロ)の金額を比べ安い(イ)の**660円**が適用されます。

(例)中野四区から追分幼稚園前までシニアアキカを使う場合

(イ)中野四区から追分三叉路まで150円 追分三叉路から追分幼稚園前まで210円 **計360円**

(ロ)中野四区から追分幼稚園前までの通常運賃 **250円**

(イ)と(ロ)の金額を比べ安い(ロ)の**250円**が適用されます。

④秋田空港リムジンバスは、通常運賃が適用されます。

⑤他の地域(全国相互利用サービス対象の交通系ICカードが使えるエリア)では、Suicaとしてご利用できます。(通常運賃が適用されます。)

※ 150円で乗車できるのは、シニアアキカエリアのみです。

チャージ(入金)

シニアアキカはチャージ(入金)することで、繰り返しご利用できます。
チャージは残額上限2万円まで可能です。

チャージが可能な場所

- 秋田中央交通のシニアアキカ取扱窓口(P10参照)
- Suica、PASMOエリアの鉄道駅の自動券売機
- ※自動券売機がない駅ではチャージ(入金)できません。
- Suicaがチャージ(入金)可能なコンビニエンスストア
- バス車内(千円札のみ可能)

※安全のため、停車中をお願いいたします。

※車内事故防止の観点から、なるべくご乗車前に鉄道駅の自動券売機やコンビニ等でのチャージ(入金)をお願いいたします。

※秋田市マイタウン・バス車内では、チャージ(入金)はできません。



バス車内でのチャージ(入金)方法

1

バス停車中に乗務員へチャージ(入金)をお申し出ください



2

乗務員からの案内のあと、ICカード読み取り機(以下「カードリーダー」といいます)にシニアアキカを置いてください



3

運賃箱の紙幣挿入口に紙幣を挿入してください



4

チャージ(入金)完了!!

⚠ バス車内でのチャージ(入金)の注意点

- チャージ(入金)のお申し出は、乗務員が操作しますので、バス停車中をお願いいたします。
- 乗務員からの案内の前にカードリーダーにシニアアキカをタッチしますと通常運賃(150円)がチャージ残額から減額されます。
- チャージ(入金)は、千円札のみご利用できます。
- 小銭はチャージ(入金)できません。
- 残額が10,001円以上の場合、バス車内ではチャージ(入金)できません。
- バス車内ではチャージ額の領収書は発行できません。

バスでのご利用方法

●乗車時

カードを乗車口にあるカードリーダーにタッチしてください。

〈正常にタッチできた場合〉

「ピッ」と音がなります。そのままご乗車ください。

〈正常にタッチできなかった場合〉

「ピー」とブザーがなります。もう一度タッチしてからご乗車ください。



●降車時

カードを運賃箱上にあるカードリーダーにタッチしてください。(運賃を自動で差し引きます。)

〈正常にタッチできた場合〉

「ピピッ」「ピンポン」と音がなります。そのままお降りください。

〈正常にタッチできなかった場合〉

「ピー」とブザーがなります。もう一度タッチしてからお降りください。

〈残額不足の場合〉

バス車内でチャージ(入金)をしてお支払いください。

チャージ(入金)できない場合、高齢者コインバス制度はご利用できません。



※ コインバス資格証明書を掲示しても150円でバスは利用できません。

⚠ バスご利用時の注意点

- ご乗車の際は、必ずシニアアキカをカードリーダーにタッチしてください。
タッチし忘れた場合、運賃の自動精算が行われません。
- 乗車時にタッチし忘れた場合、降車時に乗務員へ乗車停留所をご申告ください。
- カードを複数枚重ねた状態でタッチすると、正しく読み取らない場合がございますので、1枚でご利用ください。

シニアアキカの再発行

〈シニアアキカを紛失した場合〉

お持ちのシニアアキカを紛失した場合、再発行することができます。再発行の手続きにより、紛失したシニアアキカのチャージ残額を新しいシニアアキカに移し替えることが可能です。

紛失した場合の再発行方法

1. お近くのシニアアキカ取扱窓口(P10参照)で再発行の申し込みをお願いいたします。

- ①再発行申込書に必要事項の記入をしていただきます。
- ②本人確認書類を確認させていただきます。
- ③本人確認後、紛失したカードの使用停止措置を行い、「再発行整理票」を発行いたします。

❗ 忘れずにお持ちください

- 本人確認書類(シニアアキカ用語集参照) ※本人確認書類が無い場合は、再発行手続きを承ることはできません

⚠️ ご注意ください

- 再発行の申し込み当日その場での再発行はできません。
- 紛失のお申し出(カードの使用停止)の取り消しはできません。
- 申込書やご持参いただいた本人確認書類とシニアアキカに登録されている氏名などの内容が異なる場合、再発行できません。

2. お申し込みの「翌日以降14日以内」に、シニアアキカ取扱窓口(P10参照)へお越しください。紛失されたシニアアキカの再発行を行います。

❗ 忘れずにお持ちください

- 再発行整理票(申し込みの際、窓口でお渡しします。)
- 本人確認書類(シニアアキカ用語集参照) ※本人確認書類が無い場合は、再発行手続きを承ることはできません
- 再発行手数料 520円

3. 再発行時には券面の印字が消去されますので、鉄道定期券など券面印字があるシニアアキカをご利用いただいていたお客さまは、再発行後にJR東日本のSuica取扱い駅にて券面印字の手続きを行ってください。(※シニアアキカは、JR東日本も鉄道定期券としてもご利用できます。秋田エリアは、2023年春以降秋田駅を含む周辺17駅で鉄道定期券としてご利用できる予定です。)

⚠️ 紛失したシニアアキカが見つかった場合

- お近くのシニアアキカ取扱窓口(P10参照)へ返却をお願いします。

〈シニアアキカが使えなくなった場合(障害再発行)〉

お持ちのシニアアキカが何らかの原因で使用できなくなった場合は、再発行を行います。

使用できない場合の再発行方法

1. 使用できなくなったシニアアキカをお持ちのうえ、お近くのシニアアキカ取扱窓口(P10参照)で再発行の申し込みをお願いいたします。

- ①再発行申込書に必要事項の記入をしていただきます。
- ②本人確認書類を確認させていただきます。
- ③「再発行整理票」を発行いたします。※再発行の申し込み当日その場での再発行はできません。

2. お申込みの翌日以降14日以内に、シニアアキカ取扱窓口(P10参照)へお越しください。

使用できなくなったシニアアキカの再発行を行います。

❗ 忘れずにお持ちください

- 再発行整理票(申し込みの際、窓口でお渡しします。)
- 本人確認書類(シニアアキカ用語集参照) ※本人確認書類が無い場合は、再発行手続きを承ることはできません
- 使用できなくなったシニアアキカ

⚠ ご注意ください

- カードの不具合による再発行(障害再発行)の場合は、手数料はかかりません。
- 再発行の申し込み翌日から14日を越えた場合は、再度申し込みが必要です。
- 再発行整理票は再発行できませんので、大切に保管してください。
- 再発行を行うと、カード裏面の番号が変わります。また、カードデザインが変わる場合があります。
- 電話や郵送での再発行申し込みはできません。再発行手続きはシニアアキカ取扱窓口(P10参照)でのみ承ります。
- 再発行時には券面の印字が消去されますので、鉄道定期券など券面印字があるシニアアキカをご利用いただいていたお客さまは、再発行後にJR東日本のSuica取扱い駅にて券面印字の手続きを行ってください。
(※シニアアキカは、JR東日本も鉄道定期券としてもご利用できます。秋田エリアは、2023年春以降秋田駅を含む周辺17駅で鉄道定期券としてご利用できる予定です。)

シニアアキカの払い戻し

ご不要になったシニアアキカは、シニアアキカ取扱窓口(P10参照)で払い戻すことが可能です。

〈シニアアキカの払い戻し(カード返却)〉

チャージ残額から払戻手数料(220円)を差し引いた金額を返金いたします。

チャージ残額が払戻手数料(220円)以下の場合は、返金はありません。

お客さまに
返金する金額

=

チャージ残額

—

払戻手数料

電子マネーでお買い物

- Suicaが利用できる自動販売機、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどでのお買い物でシニアアキカがご利用できます。
- Suica加盟店だけでなくPASMO、Kitaca、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけんエリアの加盟店でも電子マネーでお買い物ができます。

※PiTaPaエリアは電子マネー相互利用サービスの対象外です。

※「Suica」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「PASMO」は、株式会社パスモの登録商標です。

※「Kitaca」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「TOICA」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「manaca」「マナカ」は、株式会社エムアイシー及び株式会社名古屋交通開発機構の登録商標です。

※「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「PiTaPa」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。

※「SUGOCA」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「nimoca」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。

※「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。

シニアアキカ取扱窓口

シニアアキカは、下記の取扱窓口で発行・チャージ・再発行・変更・払い戻しのお取り扱いをいたします。

※カードの発行と氏名変更の場合、秋田市長寿福祉課発行の引換証が必要です。

※電話番号を変更の場合、シニアアキカと本人確認書類を下記取扱窓口へ提出ください。

取扱窓口	カード 発行	チャ ージ	再発行 変 更	払い 戻し	住 所
秋田営業所	●	●	●	●	秋田市川尻町字大川反170番127号
臨海営業所	●	●	●	●	秋田市寺内字蛭根85番地9
五城目営業所		●			南秋田郡五城目町字鵜ノ木34番
新屋案内所		●			秋田市新屋扇町13番34号
長崎屋バス案内所	●	●	●	●	秋田市旭北錦町4番58号
秋田駅西口バス案内所		●			秋田市中通2丁目7番地
秋田駅東口バス案内所	●	●	●	●	秋田市東通仲町4番5号

取扱窓口営業時間

- 秋田営業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・【営業時間】(平 日)8:30～17:00
※土日祝は、休業
- 臨海営業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・【営業時間】(平 日)8:30～17:00
※土日祝は、休業
- 五城目営業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・【営業時間】(平 日)8:30～17:00
※土日祝は、休業
- 新屋営業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・【営業時間】(平 日)8:30～17:00
昼休み12:00～13:10
※土日祝は、休業
- 長崎屋バス案内所・・・・・・・・・・・・・・・・【営業時間】(平 日)7:00～18:00
(土・祝日)7:00～17:00
※日曜日は、休業
(日曜日が祝日の場合、休業)
- 秋田駅西口バス案内所・・・・・・・・・・・・【営業時間】(平 日)7:30～18:00
(土日祝)9:00～16:30
(土日祝は11:30～12:30昼休み)
- 秋田駅東口バス案内所・・・・・・・・・・・・【営業時間】(全 日)6:50～18:00

※GW、お盆、年末年始等、営業日・営業時間が変更になる場合があります。

よくあるご質問

Q. シニアアキカはどこで発行できますか？

A. 秋田中央交通の取扱窓口で発行しております。
詳しくはP3「シニアアキカの実行」をご覧ください。
(秋田市長寿福祉課発行の引換証が必要です。)

Q. シニアアキカを家族や友人が使うことはできますか？

A. 本人のみ使用可能ですので他の方が使うことはできません。

Q. シニアアキカに登録している氏名や電話番号が変わったのですが、変更できますか？

A. 変更できます。氏名の場合、秋田市長寿福祉課で手続きの上、引換証とシニアアキカと本人確認書類(シニアアキカ用語集参照)をシニアアキカ取扱窓口(P10)までお持ちください。電話番号の場合、シニアアキカと本人確認種類(シニアアキカ用語集参照)をシニアアキカ取扱窓口(P10)までお持ちください。

Q. チャージはどこでできるのですか？

A. シニアアキカ取扱窓口(P10参照)やチャージ機のある鉄道駅、バス車内(停車中)、コンビニエンスストアでチャージ(入金)できます。詳しくはP5「チャージ(入金)」をご覧ください。

Q. シニアアキカを自宅に忘れました、コインバス資格証明書で乗車できますか？

A. 令和5年4月1日からは乗車はできません。通常の運賃をお支払いください。
※令和4年10月1日から令和5年3月31日までは、コインバス資格証明書でも乗車できます。

Q. コンビニや飲食店などのお店でも使えるのですか？

A. Suicaが使えるコンビニや飲食店などであれば、シニアアキカもご利用いただけます。

Q. 現在使用しているSuicaなど他のICカードのSFを、シニアアキカに移すことはできますか？

A. 他のICカードからシニアアキカへSFを移すことはできません。

Q. シニアアキカをなくしてしまったのですが、どうすればいいですか？

A. 再発行可能です。本人確認書類(シニアアキカ用語集参照)をお持ちの上、お近くのシニアアキカ取扱窓口(P10)までお越しください。

Q. シニアアキカを使わなくなりました。払い戻しはできますか？

A. シニアアキカ取扱窓口(P10)で承ります。詳しくはP9「シニアアキカの払い戻し」をご覧ください。